

納税者の権利救済制度 ご存知ですか？

やさしくわかる 税務調査～ 不服申立・税務訴訟

- 調査結果や課税処分に不服だけど、どうしたらいいの？
- 国税不服審判所って、どんなところ？
- 税務訴訟の手続きは？ 会社はどうなるの？
- 税務調査から不服申立・税務訴訟に関する 概要と対応策について、講師の経験談を交え解説します。



■ 日時 2018年4月18日(水) 午後2時～3時30分

■ 場所 南納税協会 3階会議室 (中央区谷町7-5-22)

■ 講師 南納税協会 常勤役員

講師略歴: 国税局、税務署において、税務調査、審理事務に従事
国税不服審判所、大阪地裁勤務

■ 主催 公益社団法人 南納税協会

TEL 06-6762-2457 FAX 06-6762-5015

■ 定員 先着40名様(先着順)

参加費
会員 無 料
他協会 2,000円
一般 3,000円

※お手数ですが、4月11日(水)までに下記にご記入後FAXにてお申込下さい。

◇ 不服申立・税務訴訟セミナー 申込書 ◇

公益社団法人
南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

平成 年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

○をご記入ください

※ご記入頂いた個人情報、当協会の研修会・セミナーに関する連絡、確認、各種サービスに関するお知らせ等にものみ使用させていただきます。

・会員 ・他協会 ・一般

会社名		氏名	
住所	〒	TEL	
		FAX	